

SIA セーフライン活動報告

2015年1月～12月



一般社団法人セーフインターネット協会

Safer Internet Association

SIA の活動趣旨

一般社団法人セーフアーインターネット協会（SIA）は、インターネットビジネスに携わる企業の有志によって 2013 年 11 月に設立された団体です。青少年を含めスマートフォンの利用が一般化し、SNS、動画投稿・共有サイト、まとめサイトやメッセージアプリなど多様なサービスが普及するなか、インターネットがもたらす利便性は一段と高まるとともに、その弊害に対する懸念も強まっています。児童ポルノ、リベンジポルノ、危険ドラッグや覚せい剤等の違法薬物の販売情報、犯罪に巻き込まれるおそれのある情報など、インターネット上にはさまざまな違法・有害情報が流通しており、こうした状況への対策が求められています。

SIA は、このような問題に対して、実態を踏まえた実効的な対策を講じ、トラブルの解決、被害の軽減などを通じて、安全なインターネット環境の実現に貢献していくことを目的に活動しています。SIA は、インターネットに対する信頼を築き、維持することが、インターネットという私たちの日常生活や知的活動の基盤を継続的に発展させる上で重要だということを自覚しています。SIA は、インターネットのもたらす正の側面を喧伝するだけでなく、負の側面に対しても実態を踏まえた実効的な問題解決を進め、インターネットに対する信頼を築くための活動を進めてまいります。

会員一覧

■ 正会員



■ 賛助会員



■ 正会員

ヤフー株式会社

アルプス システム インテグレーション株式会社

ピットクルー株式会社

■ 賛助会員

株式会社ミクシィ株式会社

サイバーエージェント

さくらインターネット株式会社

グリー株式会社

アマゾンジャパン株式会社

GMO グローバルサイン株式会社

1. セーフラインの役割 — 公的活動の補完、実効的な問題解決 —

こうした目標を実現するための一歩として、SIA では一般のインターネット・ユーザーの皆様から、違法・有害情報に関する通報を受け付ける取り組みを2013年11月から暫定的に開始し、2014年7月からは独自のガイドラインに基づき本格的に活動を進めています。また、特に深刻な被害をもたらす違法情報（児童ポルノ、リベンジポルノ、危険ドラッグ等）に対しては、自らパトロールを実施し、積極的に問題情報の把握に努めています。

このようにして把握した情報のうち、セーフライン運用ガイドライン¹に基づき、違法または有害と判断された情報に対しては、警察への通報とともに、国内外を問わずサイト管理者やプロバイダへの削除要請などを実施しています。

違法・有害情報の対応フロー



セーフライン通報画面²



¹ セーフライン運用ガイドライン <http://www.safe-line.jp/guideline/>

² セーフライン通報画面 <http://www.safe-line.jp/>

こうしたインターネット上の違法・有害情報の削除依頼業務は、「ホットライン業務」などとも呼ばれ、世界各国で同様の取り組みが進められています。日本においても、2006年以降、警察庁が委託事業としてインターネット・ホットライン業務を実施しています。違法・有害情報と一口に言ってもその内容は多岐に渡ります。このうち、警察庁事業において対象とする違法情報は刑事罰が伴う情報が中心であり、警察の捜査に資するという目的から、国内サイトに対して削除依頼等を行っています³。

セーフラインは、民間版「ホットライン」として、こうした既存の公的活動と重複した領域で活動するのではなく、既存の公的活動を補完するため、これまで主眼が置かれてこなかった以下の2点に注力しています。

① 国外サイトへの直接の削除依頼

私たちが普段利用しているインターネット上のサイトは、日本語表記のサイトであっても、外国の企業や個人によって運用されていたり、日本の企業や個人によって運用されていても外国のサーバーを利用して運用されていることがあります。外国のサーバーで運用されているサイトを、ここでは仮に「国外サイト」と呼ぶと、現在、国内で問題となるインターネット上の違法・有害情報のうち、かなりの割合が国外サイトに掲載されています。

国外サイトに掲載された情報は、たとえ日本では違法であっても海外では違法でない場合もあり⁴、国外サイトに削除依頼を出しても依頼どおりに情報が削除されるとは限りません。このため、国外サイトに削除依頼を出しても効果が無いのではないかとの声もありました。また、国外サイトに対しては英語等で削除依頼を出す必要がある場合もあることから、削除の実現に向けてハードルが高いとも考えられてきました。警察庁のインターネット・ホットライン業務も、国外サイトに対しては、削除依頼を行っていません⁵。

SIAでは、たとえ海外では必ずしも違法とはいえない情報であっても、日

³ 警察庁委託事業であるインターネット・ホットライン業務は、公的機関がインターネット上の表現活動に関与することとなるため、表現活動に対する萎縮を招かないよう、また、委託先における対応の正当性を確保・維持するため、法律家、インターネット利用者、関係事業者等からなる運用ガイドライン検討協議会の助言の下で活動しています。どのような情報を違法・有害情報として指定するかなど、対象情報の範囲についても、同協議会の議論を踏まえて運用されています。

⁴ 例えば、日本では、性器が露出した成人の姿態の動画は、「わいせつ」に該当する違法情報ですが、米国では性器が露出しているだけでその動画が違法とは判断されません。

⁵ 児童ポルノについては、INHOPE(International Association of Internet Hotlines)を通じて、INHOPE加盟国のホットラインに対して通報がなされています。

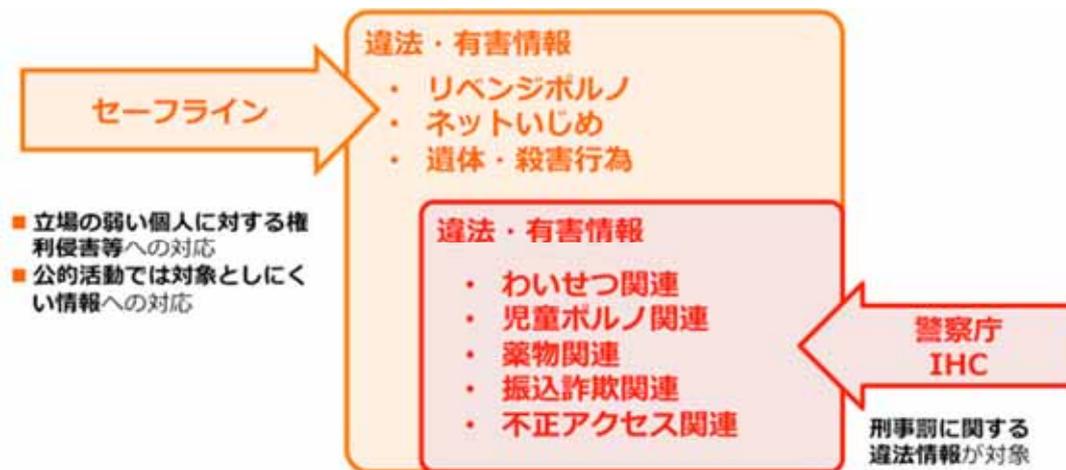
本の事情や被害者の実情を伝え、削除の必要性を訴えることで、相応に削除がなされるのではないかとの考えのもと、国外サイトに対しても英語等で直接削除依頼を出しています。詳細な数字は次のパートでご紹介しますが、これまでのところ、期待どおり、たとえ国外サイトであっても多くの情報が削除されています。

②新たな社会問題への迅速・柔軟な対応

警察庁のインターネット・ホットライン業務は、公的機関の取り組みがインターネット上の表現活動に対する萎縮を招かないよう、違法情報の中でも特に刑事罰の伴う違法情報等を中心に活動しています。これは、インターネット上の自由な表現・言論活動にとって必要な措置と言えますが、他方でインターネット上に流通する多様な違法・有害情報に対して警察庁事業だけで迅速・柔軟に対応することは、公的活動という性格上、難しいともいえます。

SIA は、この点に民間活動として貢献できる余地があると考え、公的活動を補完し、社会問題の実態に迅速かつ柔軟に応じられるよう、取り組んでいます。セーフラインでは、新たに社会問題となったりベンジポルノや危険ドラッグ販売情報などを 2014 年に違法情報に指定し、また、海外での日本人殺害事件等をきっかけに遺体・殺害行為の動画像などを 2015 年に有害情報に指定するなどして、削除依頼等を行ってきました。セーフラインが対象とする違法・有害情報の詳細は（参考 1）をご確認ください。

セーフラインが対象とする違法・有害情報



また、セーフラインは民間の自主的取り組みではありますが、恣意的な運用がなされれば、インターネット上の表現活動に萎縮を招くことになりかねません。そのため、SIA ではセーフラインの活動にあたって、外部専門家によるアドバイザリーボード等⁶を設置し、この場でガイドラインのあり方や運用等について法学者や弁護士等の専門的な立場の方々から助言を受けながら慎重に活動を進めています。

以上の と でご紹介したとおり、インターネット上の違法・有害情報に対して、SIA では、公的活動を補完するかたちで独自の取り組みを進めています。捜査機関による検挙や警察庁によるインターネット・ホットライン業務、法務省の人権擁護機関による対応等の公的活動、SIA 等による民間団体活動、さらに個別企業ごとの安全対策が相互に補完し合い、全体として、インターネットの自由と、より安全なインターネットの利用環境の整備という2つの目標を達成できるよう、SIA として今後も貢献していきたいと考えています。

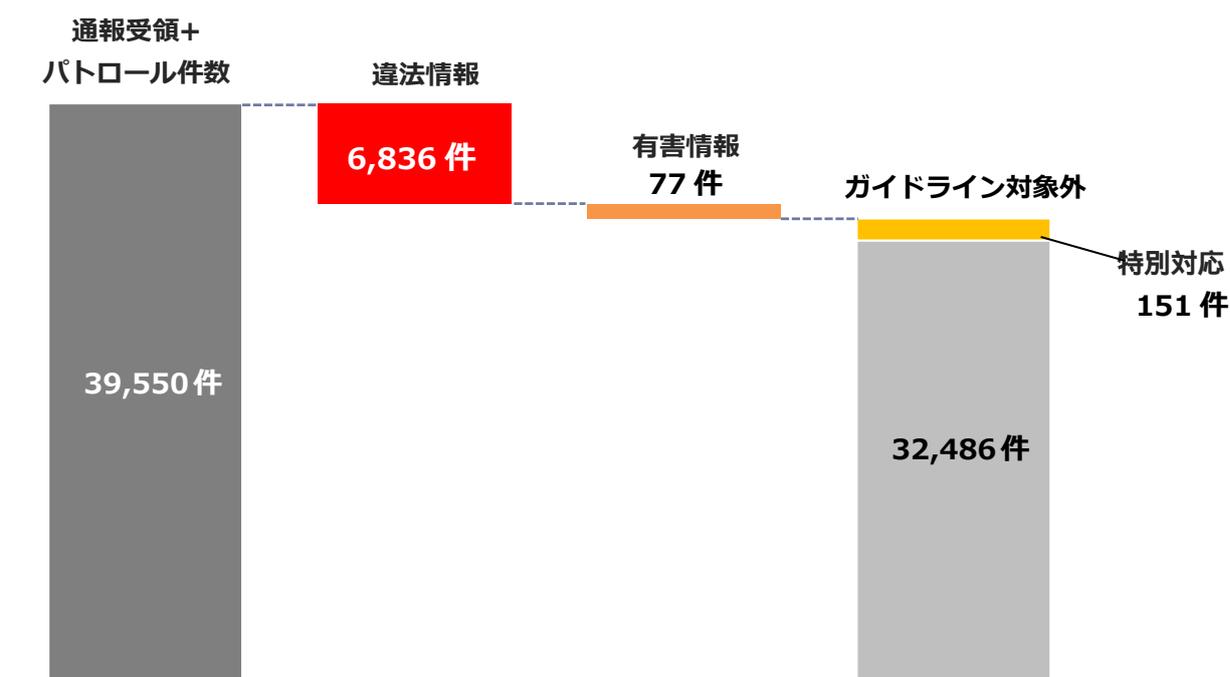
⁶ 委員長：清水 康敬 東京工業大学 監事・名誉教授
委員：曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科 教授
 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
 長瀬 貴志 山崎法律事務所 弁護士
法律顧問：森 亮二 英知法律事務所 弁護士

2. セーフラインの活動実績

(1) 通報・パトロールで把握した違法・有害情報の動向

2015年1月から12月まで、セーフラインとして一般ユーザーの皆様から通報を受け付けた情報の件数、自らパトロールした情報の件数の合計は39,550件でした。このうち、セーフラインの運用ガイドラインに照らして違法情報に該当した情報が6,836件、有害情報が77件、ガイドライン対象外ながら特別に対応した情報が151件（計7,064件）でした⁷。詳細は（参考2）をご確認ください。これらの違法・有害情報の内訳を確認すると、以下の2点が特徴として挙げられます。

(図表1) セーフラインが通報・パトロールを通じて把握した情報の内訳



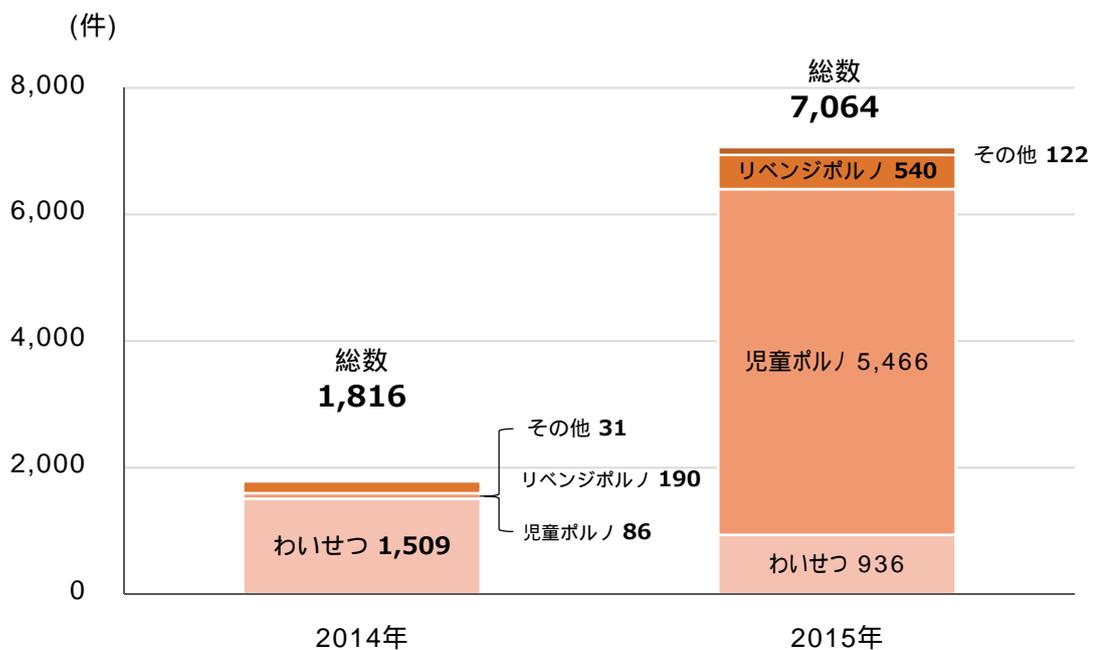
ガイドライン対象外だがリベンジポルノに準じた情報として特別に対応した情報

⁷ 以下、本レポートの「違法・有害情報」に関する統計は、ガイドライン対象外だが特別に対応した情報（リベンジポルノに準じた情報）151件を含みます。

パトロールを重点化したことから児童ポルノの件数が大幅増加

インターネット上の違法・有害情報は、わいせつ表現⁸、児童ポルノ、違法薬物の販売情報など多岐に渡りますが、SIA としては、特に個人に深刻な被害をもたらすおそれのある情報に注力していくべきだと考えています。そのため、2015 年は児童ポルノに該当する情報のパトロールを重点的に実施しました。この結果、2014 年にセーフラインが把握した違法・有害情報においては、わいせつ表現の占める割合が最大(約 8 割)でしたが、図表 2 のとおり、2015 年には児童ポルノが件数(5,466 件)、総数に占める比率(77%)ともに最大となりました。

(図表 2) 違法・有害情報内訳

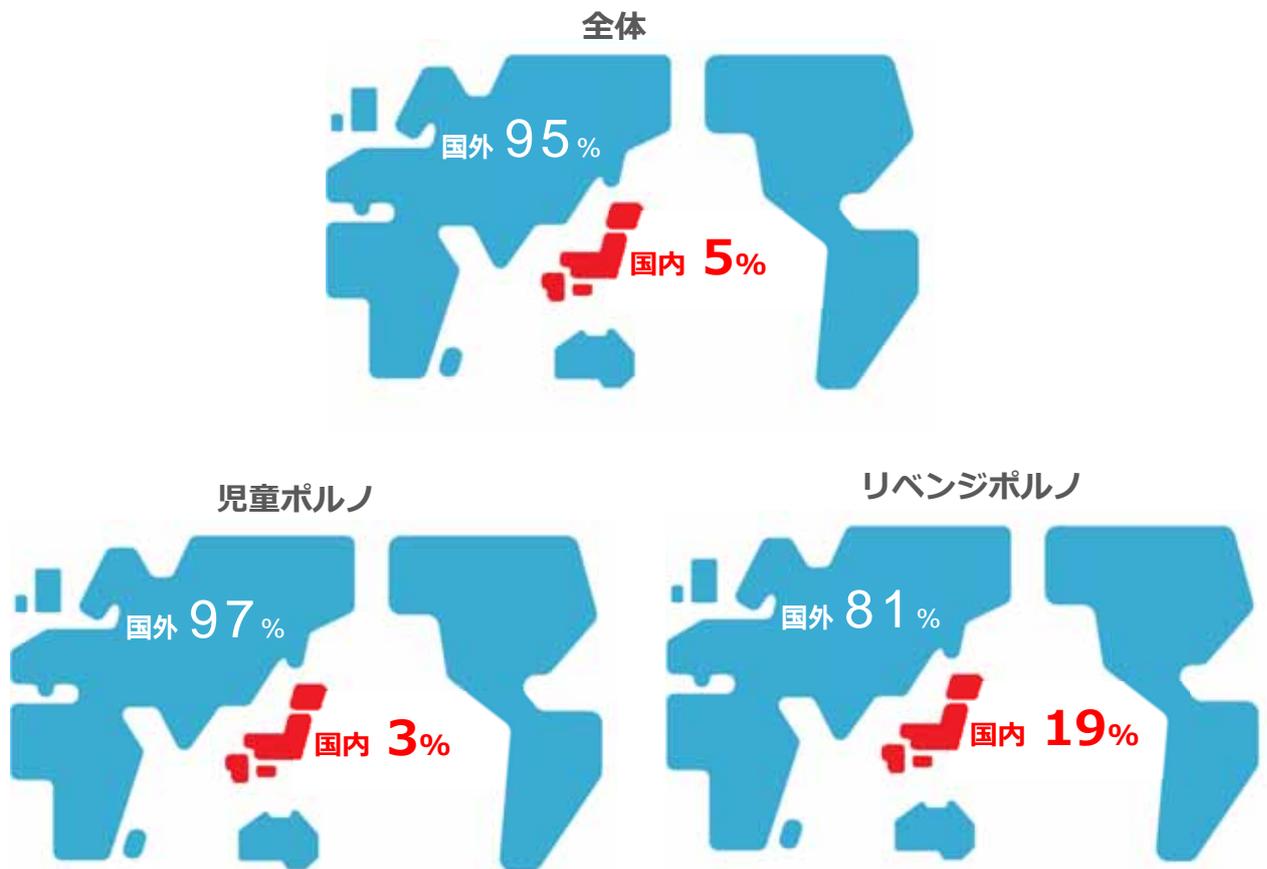


②多くの違法・有害情報の掲載先は国外サイト

セーフラインで受付・発見した違法・有害情報 7,064 件のうち、95%と大半の情報が国外サイトに掲載されています。また、特に問題視されている児童ポルノ、リベンジポルノについても国外サイト掲載情報が、それぞれ 97%、81%と大きな割合を占めています(図表 3)。

⁸ 「わいせつ表現」とは、ここでは「わいせつ電磁的記録記録媒体陳列(刑法第 175 条第 1 項)」に該当する情報を指します。

(図表 3) 違法・有害情報の掲載サイトの所在地



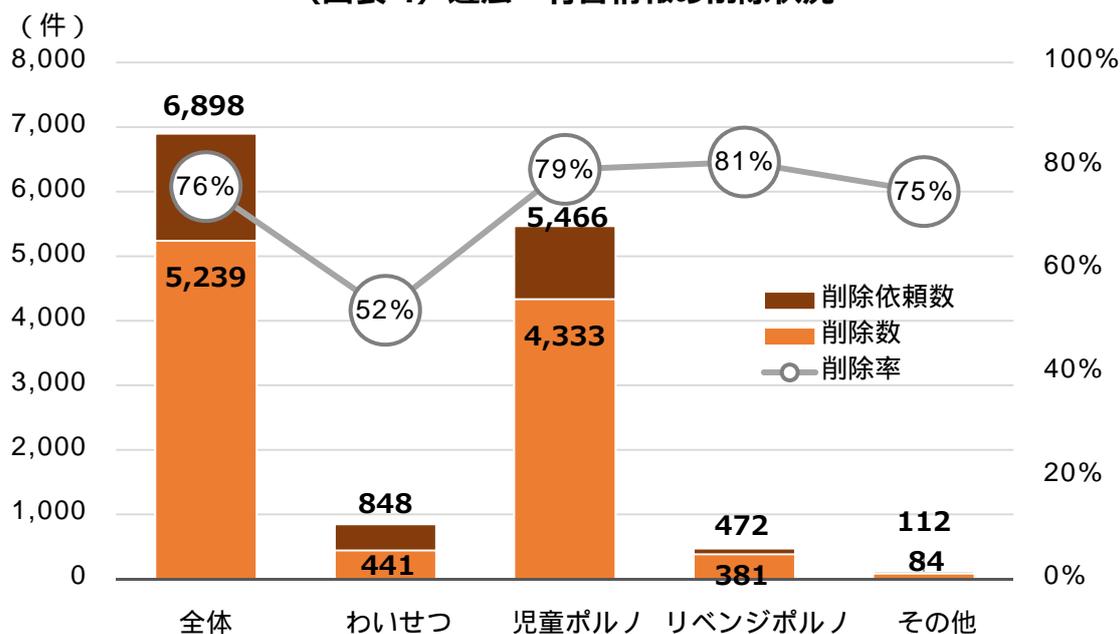
なお、国外サイトと一口に言っても、その運営の態様はさまざまです。グローバルに展開する SNS や動画投稿サイトなど外国企業による日本向けサービス、日本向けに運営される日本語表記のブログや専門サイト、多くの海外ユーザーも利用する画像投稿・共有サイト等が代表例です。

前述のとおり、日本で違法な情報であっても国外サイトに掲載されていた場合、依頼先のサイト管理者やプロバイダが削除に応じるとは限りません。もともと、実態としては、セーフラインの活動を通じて、国外サイトであっても SIA からの削除要請に応じるサイトが多かったことが明らかになっています。

(2) 削除状況

把握した違法・有害情報に対して、SIA で行った削除依頼がどの程度削除に結び付いたかを確認します。ここでは、全体の動向と併せて、SIA が注力している「児童ポルノ」、「リベンジポルノ」について確認します。詳細は(参考3)に掲載してあります。

(図表 4) 違法・有害情報の削除状況



削除依頼数には、違法情報、有害情報に加えて、ガイドライン対象外だが特別に対応した情報（リベンジポルノに準じた情報）への削除依頼数を含みます（参考3のA+B+Cの合計）。

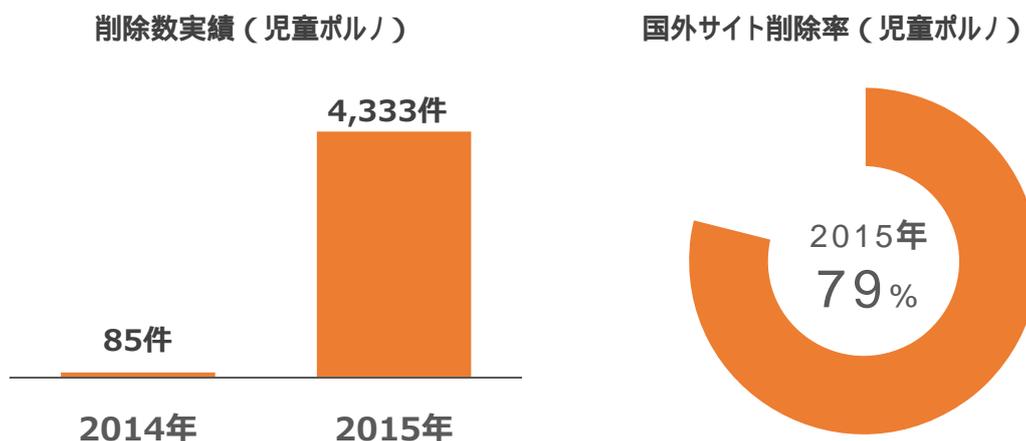
違法・有害情報のうち、ガイドラインに照らして SIA からサイト管理者やプロバイダに削除依頼を送付した件数は、総計 6,898 件でした。削除状況等を確認すると、前回レポートと同様、以下の特徴が確認できます。

全体動向：国外サイト掲載情報も削除可能な状況は継続

セーフラインの対応では、昨年同様、国外サイトに対して多数の削除依頼を出しましたが、相応の割合で対象となる違法・有害情報の削除が実現しています。(参考3)で確認できるとおり、違法・有害情報全体について国外サイトの削除率は76%となっています。SIA が注力している児童ポルノ、リベンジポルノにおいては、以下 及び でそれぞれ詳しく見るように、国外サイト掲載情報の削除率はそれぞれ、79%、83%と高い水準を実現しています。

②児童ポルノ：処理数が大幅に増加したものの高い削除率を維持

図表 3 でみたとおり、セーフラインで削除依頼を行った児童ポルノに該当する情報のうち、97%の情報が国外サイトに掲載されています。セーフラインで対応している児童ポルノの多くは、外国企業の運営する大手 SNS、海外の画像投稿・共有サイトに掲載されており、これらのサイト運営者に対して多くの削除依頼を送付しました。また、2015 年は児童ポルノサイトのパトロールを重点化したことから、昨年と比べて削除依頼数・削除数ともに大幅に増加しました。こうしたなかでも、国外サイトに掲載されている児童ポルノの動画像のうち 79%が削除されるという比較的高い削除率が維持されました。高い削除率が実現できた要因として、以下の点が挙げられます。

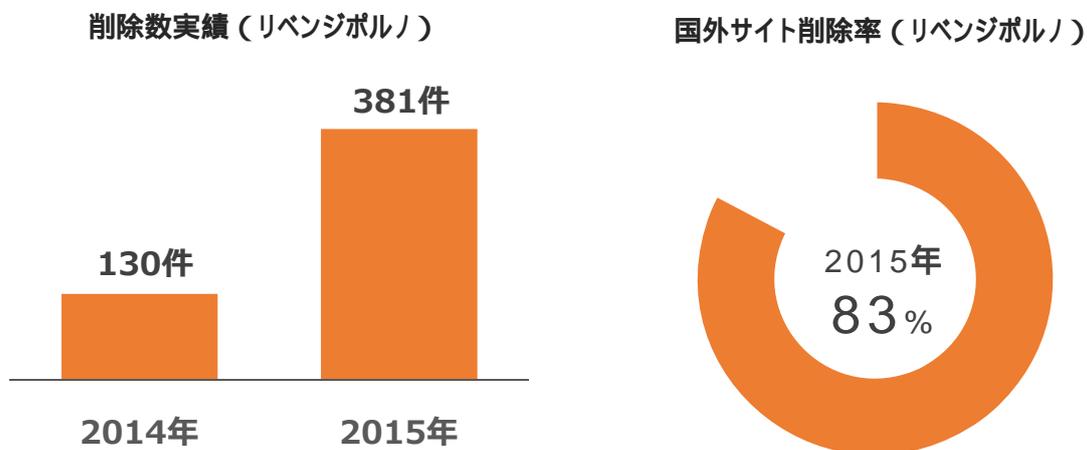


- ・ 児童ポルノは日本でも海外でも違法情報に該当する場合が多い。さらに、違法情報の中でも特に深刻で対応を要する情報と国際的に認識されており、削除依頼を受けたサイト運営者やプロバイダ側も削除に応じやすい。
- ・ 児童ポルノが掲載されているサイトには、「児童ポルノ専用サイト」ではなく、一般消費者向けサービス（SNS や動画投稿サイト等）であるものも多い。こうした一般消費者向けサービスに対して、大多数の問題のない動画像に紛れるかたちで問題情報が一部投稿されている。したがって、SIA から削除依頼を行うことでサービス運営者が問題情報を把握できれば利用規約に基づいて情報を削除する傾向にある。実際、サービス運営者としても、ユーザーや児童の保護のため、こうした悪質な情報の削除を望んでいるため速やかに対応がなされることが多い。

③リベンジポルノ：高い削除率が実現、問題解決には早期の相談が鍵

セーフラインでは、2014年から元交際相手などの性的な画像をインターネット上に流出させる、いわゆる「リベンジポルノ」の被害に関する相談を受け付けてきました。相談を受けた際、セーフラインで削除依頼を行うのと併せて、相談者の方に警察への相談をお勧めしています⁹。もっとも、これまでの多くの相談者が警察への相談ではなく、セーフラインを通じた画像等の削除を求めています。極めて機微な情報の取り扱いに関する相談であり、多くの相談者が、身近な人や公的機関への相談を行うことを躊躇している実情がうかがえます。セーフラインでは、相談者に代わって、サイト管理者やプロバイダ等に対して削除依頼を行っています。

2015年は、セーフラインでは25件のリベンジポルノに関する相談を受け付けました。削除依頼状況を確認すると、依頼先の多くが国外サイトであるにも関わらず、高い削除率を実現していることが確認できます。日本で違法となるリベンジポルノに該当する動画画像が、必ずしも海外でも違法になるとは限りませんが、削除依頼を受け取った多くのサイト運営者やプロバイダ等がリベンジポルノ画像等の削除に協力的に応じています。

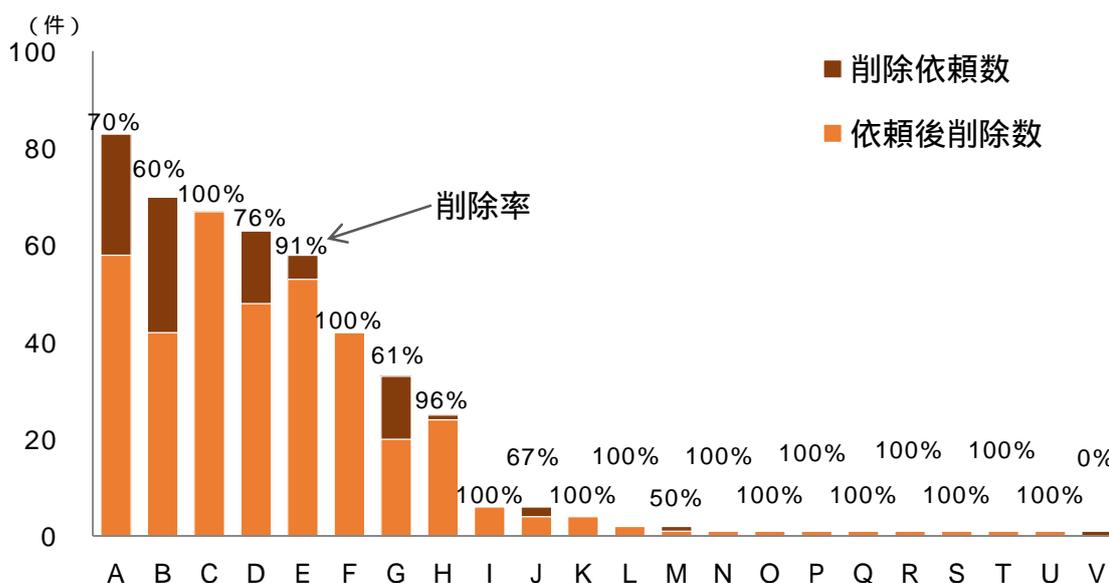


⁹ リベンジポルノのように元交際相手などの性的画像等をインターネット上に流通させる行為は、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の公表罪や名誉毀損罪に該当する可能性のある犯罪行為です。

国外サイトに掲載されたリベンジポルノが多く削除されたのは、リベンジポルノが実際にどのようなサイトに投稿されているかの実態を反映したものと考えられます。児童ポルノと同様、リベンジポルノに関する情報の多くは、悪意を持って運用されている「リベンジポルノ専用サイト」のようなサイトに掲載されるわけではなく、以下のように一般ユーザー向け SNS やアダルトサイトに掲載されています。したがって、サイト運営者側にリベンジポルノに加担する意図はなく、SIA からの削除要請を受け取って問題情報を把握し次第、利用規約等に基づいて削除を実施する例が多く見られます。

次に、2015 年にセーフラインで受領したリベンジポルノに関する相談について、個別の相談内容等は捨象したかたちで削除依頼数等を紹介します。

(図表 5) リベンジポルノに関する相談への対応状況



図表 5 は、SIA で受け付けたリベンジポルノに関する相談 (A~V で表示) について、相談ごとの削除依頼数、削除数を並べたものです。このグラフから確認できるとおり、相談によって、削除依頼対象のサイト数が大きく異なります。ご相談をいただいた時点で画像が拡散してしまっていた場合には、1 件の相談であっても削除依頼対象となるサイト数が大きく増加することがあります (A~H の例)。一方で早期にご相談をいただけた場合には、少数の削

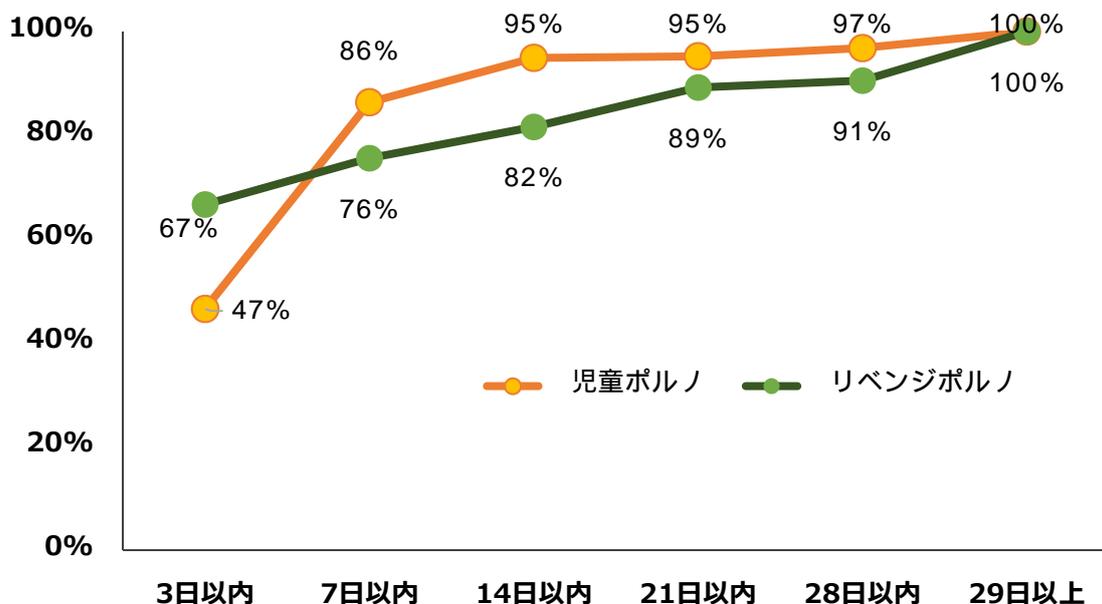
除依頼にとどまり、早期に全情報の削除が実現している例もあります。被害者の方には、なるべく早期に SIA や警察にご相談いただき、犯人の検挙やサイト運営者・プロバイダ等への削除要請を進めていくことが、被害の軽減の観点からは重要だといえます。

(3) 削除までの期間

最後に、セーフラインで削除依頼を行い、削除された違法・有害情報がどの程度の期間内に削除されたかを、SIA が注力している「児童ポルノ」、「リベンジポルノ」の観点で確認します。詳細は、(参考 4) に掲載しています。

図表 6 のグラフより、児童ポルノについては、3 日以内に約半数が、2 週間以内に約 9 割が削除されていることがわかります。また、リベンジポルノについては、3 日以内に3分の2が、2 週間以内に約 8 割が削除されています。特に、リベンジポルノ等のように被害者に深刻な影響を及ぼす情報については早期の削除に繋げることが重要となるため、セーフラインとしても削除までの期間のいっそうの短縮に努めるとともに、被害者の方には、なるべく早期にセーフラインにご相談をいただきたいと思います。

(図表 6) 削除までに要した期間



3. 今後の方針

インターネット上に次々に新しい技術やサービスが登場し、人々のインターネットの利用のあり方も不断に変化しています。そのような変化に応じて、インターネット上で引き起こされる問題の姿もさまざまに変わっていくと予想されます。SIA では、今後もそのような変化に柔軟に対応して実効的な問題解決と安全なインターネット利用環境の実現に貢献できるよう、活動を継続していきます。

また、インターネット上で日々生じる問題を SIA の活動だけで解決していくのは到底不可能です。私たち以外にも民間で多くの取り組みが進んでいますし、行政機関・捜査機関との連携、また海外で同様の活動を行っている団体とも協力しながら、安全なインターネット利用環境の実現と自由な表現・言論活動の場の実現の両立に貢献していきます。

(参考 1) セーフラインが対象とする違法・有害情報

<p>違法情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 児童ポルノ • 猥褻 • 麻薬、覚醒剤、大麻などの薬物 • 指定薬物や未承認医薬品に該当する薬物 • 振込詐欺 • 不正アクセス • <u>児童のいじめに関する画像等</u> • <u>リベンジポルノに関する画像等</u> 				
<p>有害情報</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="414 762 869 1029"> <p>違法行為を引き起こすおそれがある情報</p> </td> <td data-bbox="869 762 1973 1029"> <ul style="list-style-type: none"> • 違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 • セーフラインが対象とする違法情報のうち、違法情報該当性が相当程度認められる情報 • 人を自殺に誘引・勧誘する情報 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1029 869 1291"> <p>極めて重大な問題情報として広く認知されている情報</p> </td> <td data-bbox="869 1029 1973 1291"> <ul style="list-style-type: none"> • 危険ドラッグ等の販売・譲渡 • <u>児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報</u> • <u>遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等</u> • <u>望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等</u> </td> </tr> </table>	<p>違法行為を引き起こすおそれがある情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 • セーフラインが対象とする違法情報のうち、違法情報該当性が相当程度認められる情報 • 人を自殺に誘引・勧誘する情報 	<p>極めて重大な問題情報として広く認知されている情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 危険ドラッグ等の販売・譲渡 • <u>児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報</u> • <u>遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等</u> • <u>望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等</u>
<p>違法行為を引き起こすおそれがある情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 • セーフラインが対象とする違法情報のうち、違法情報該当性が相当程度認められる情報 • 人を自殺に誘引・勧誘する情報 				
<p>極めて重大な問題情報として広く認知されている情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 危険ドラッグ等の販売・譲渡 • <u>児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報</u> • <u>遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等</u> • <u>望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等</u> 				

(参考2) セーフラインで把握した違法・有害情報 2015年1月～12月

A.違法情報	国内	国外	合計
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	10	926	936
児童ポルノ公然陳列	190	5,276	5,466
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	1	1	2
売春目的等の誘引	0	0	0
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	1	6	7
規制薬物の広告	20	18	38
指定薬物の広告	0	0	0
未承認医薬品の広告	0	0	0
指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品の広告	0	0	0
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	0	12	12
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	0	0	0
識別符号の入力を不正に要求する行為	0	0	0
不正アクセス行為を助長する行為	0	0	0
児童を対象としたいじめに係る画像等	0	0	0
「リベンジポルノ」画像等	49	326	375
合計	271	6,565	6,836

B.有害情報	国内	国外	合計
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	0	3	3
違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報	9	5	14
危険ドラッグ等と称される薬物の販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報	6	27	33
人を自殺に誘引・勧誘する情報	0	2	2
児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報	25	0	25
遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等	0	0	0
望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等	0	0	0
合計	40	37	77

C.ガイドライン対象外だが特別に対応した情報	国内	国外	合計
リベンジポルノに準じた情報への対応	42	109	151

A.違法情報+B.有害情報	国内	国外	合計
合計	311	6,602	6,913

A.違法情報+B.有害情報+ C.ガイドライン対象外だが特別に対応した情報	国内	国外	合計
合計	353	6,711	7,064

(参考3) セーフラインによる削除依頼状況 2015年1月～12月

A.違法情報	依頼前削除数※		削除依頼数		依頼後削除数		削除率	
	国内	国外	国内	国外	国内	国外	国内	国外
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	0	0	10	838	4	437	40.0%	52.1%
児童ポルノ公然陳列	0	0	190	5,276	168	4,165	88.4%	78.9%
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	0	0	1	1	0	0	0.0%	0.0%
売春目的等の誘引	0	0	0	0	0	0	-	-
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	0	0	1	6	1	4	100.0%	66.7%
規制薬物の広告	0	0	20	18	9	15	45.0%	83.3%
指定薬物の広告	0	0	0	0	0	0	-	-
未承認医薬品の広告	0	0	0	0	0	0	-	-
指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品の広告	0	0	0	0	0	0	-	-
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	0	1	0	11	0	8	-	72.7%
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	0	0	0	0	0	0	-	-
識別符号の入力を不正に要求する行為	0	0	0	0	0	0	-	-
不正アクセス行為を助長する行為	0	0	0	0	0	0	-	-
児童を対象としたいじめに係る画像等	0	0	0	0	0	0	-	-
「リベンジポルノ」画像等	2	11	46	305	33	249	71.7%	81.6%
国内外別合計	2	12	268	6,455	215	4,878	80.2%	75.6%
合計		14		6,723		5,093		75.8%

「依頼前削除数」は、SIAで情報の存在を把握してから削除依頼を送付するまでの間に削除された対象情報の数

B.有害情報	依頼前削除数※		削除依頼数		依頼後削除数		削除率	
	国内	国外	国内	国外	国内	国外	国外	国内
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	0	1	0	2	0	0	-	0.0%
違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報	0	0	9	5	3	4	33.3%	80.0%
危険ドラッグ等と称される薬物の販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報	0	1	6	21	5	18	83.3%	85.7%
人を自殺に誘引・勧誘する情報	0	0	0	1	0	0	-	0.0%
児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報	0	0	24	0	24	0	100.0%	-
遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等	0	0	0	0	0	0	-	-
望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等	0	0	0	0	0	0	-	-
国内外別合計	0	2	39	29	32	22	82.1%	75.9%
合計		2		68		54		79.4%

C.ガイドライン対象外だが特別に対応した情報	依頼前削除数※		削除依頼数		依頼後削除数		削除率	
	国内	国外	国内	国外	国内	国外	国外	国内
リベンジポルノに準じた情報への対応	4	18	27	80	22	70	81.5%	87.5%
合計		22		107		92		86.0%

「依頼前削除数」は、SIA で情報の存在を把握してから削除依頼を送付するまでの間に削除された対象情報の数

A.違法情報+B.有害情報	依頼前削除数※		削除依頼数		依頼後削除数		削除率	
	国内	国外	国内	国外	国内	国外	国外	国内
国内外別合計	2	14	307	6484	247	4,900	80.5%	75.6%
合計	16		6,791		5,147		75.8%	

A.違法情報+B.有害情報+ C.ガイドライン対象外だが特別に対応した情報	依頼前削除数※		削除依頼数		依頼後削除数		削除率	
	国内	国外	国内	国外	国内	国外	国外	国内
国内外別合計	6	32	334	6,564	269	4,970	80.5%	75.7%
合計	38		6,898		5,239		75.9%	

「依頼前削除数」は、SIA で情報の存在を把握してから削除依頼を送付するまでの間に削除された対象情報の数

(参考4) 削除までの期間 2015年1月～12月

A. 違法情報	3日以内	7日以内	14日以内	21日以内	28日以内	29日以降	未削除	未対応	合計
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	24	11	115	32	32	224	385	16	839
児童ポルノ公然陳列	1,943	1,664	357	13	66	133	1,110	1	5,287
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	0	0	0	0	0	0	1	0	1
売春目的等の誘引	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	2	1	0	0	0	2	2	0	7
規制薬物の広告	11	3	0	0	0	1	3	0	18
指定薬物の広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未承認医薬品の広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品の広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	5	2	1	0	0	0	3	0	11
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	0	0	0	0	0	0	0	0	0
識別符号の入力を不正に要求する行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不正アクセス行為を助長する行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童を対象としたいじめに係る画像等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
「リベンジポルノ」画像等	176	29	17	26	5	29	69	0	351
合計	2,161	1,710	490	71	103	389	1,573	17	6,514

B. 有害情報	3日以内	7日以内	14日以内	21日以内	28日以内	29日以降	未削除	未対応	合計
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	0	0	0	0	0	0	2	0	2
違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報	5	1	1	0	0	0	7	0	14
危険ドラッグ等と称される薬物の販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報	5	0	2	1	0	15	4	0	27
人を自殺に誘引・勧誘する情報	0	0	0	0	0	0	0	1	1
児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報	20	4	0	0	0	0	0	0	24
遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	30	5	3	1	0	15	13	1	68

C.ガイドライン対象外だが特別に対応した情報	3日以内	7日以内	14日以内	21日以内	28日以内	29日以降	未削除	未対応	合計
リベンジポルノに準じた情報への対応	73	4	5	3	0	7	15	0	107

A.違法情報+B.有害情報	3日以内	7日以内	14日以内	21日以内	28日以内	29日以降	未削除	未対応	合計
合計	2,191	1,715	493	72	103	404	1,586	18	6,582

A.違法情報+B.有害情報+ C.ガイドライン対象外だが特別に対応した情報	3日以内	7日以内	14日以内	21日以内	28日以内	29日以降	未削除	未対応	合計
合計	2,264	1719	498	75	103	411	1601	18	6,689